

三菱労働同盟規約

東勞働同盟會規約

第一章 名義及組織

- 第一條 本會ハ日本労働同盟會東勞働同盟會ト称ス
- 第二條 本會ハ東京地方ニ於ケル日本労働同盟會ノ組合ヲ以テ組織ス
- 第三條 本會ハ加盟組合ノ利益ヲ擁護シ其緊密ナル連絡ヲ計ルヲ以テ目的トス
- 第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ部門ヲ置ク
組織部 調査部 出版部 教育部 争議部 事業部 政治部 婦人部

第二章 機関

- 第五條 本會ノ機關ヲ分ケテ大會 理事會 執行委員會ノ三種トス
- (一) 大會ハ代表者及ヒ本會役員ヲ以テ組織スル本會最高ノ決議機關ニシテ毎年一回會長之ヲ召集ス。但シ理事會必要ト認メタル場合臨時之ヲ開催スル事ヲ得
- 代表者各加盟組合員五十名ハ一名及其總數廿五名以上二名ノ割合ニテ選出ス

第六條

大會ノ議長 副議長ハ大會代表者之ヲ互選シ議長ハ出席代表者之ヲ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナル場合ハ議長之ヲ決ス

(一) 理事會ハ大會ニ於テ決議機關ニシテ加盟組合員二百名以下一名五百名以下二名五百名以下三名二千以下四名以上千名ヲ増スル事ヲ得

(二) 以テ選出スル理事會ニ本會役員ニ依リテ組織シ會長ニシテ召集ス

(三) 理事會會長ハ會長之ニ任シ前年ハ出席理事ノ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナル場合議長之ヲ決ス

(四) 執行委員會ハ會長會計並ニ執行委員ヲ以テ組織シ大會ニ於テ理事會ノ決議ヲ執行スル機關ニシテ委員ハ大會ニ於テ互選シ委員共ニ之ヲ召集ス

第七條

本會ニ於テ執行委員ヲ置ク

(一) 會長一名 執行委員一名 會計一名 執行委員若干名 執行委員數二名

(二) 會長ハ大會ニ於テ互選シ本會ヲ代表ス

(三) 執行委員數八大會ニ於テ互選シ會長ヲ輔佐シ會計ヲ兼任ス

(四) 會計ハ大會ニ於テ互選シ金銀ノ收納用盡ノ管理ニ任スルモノトス

(五) 會計並ニ執行委員ハ大會ニ於テ互選シ常ニ本會會計ヲ監査スルモノトス

各役員ノ任期ハ大會ヨリ次期大會迄ノ一年トシ重任ヲ許サズ

但シ欠損ヲ生ジタル時理事會之決議ヲ以テ本會ヲ得

第三章 會計

- 第八條 本會ノ經費ハ各加盟組合ノ員額ニシテ其ノ金額ハ大會ニ於テ之ヲ定ム
- 第九條 本會ノ決算ハ毎年大會ノ承認ヲ得ルヲ要シ且會計ハ理事會會